

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和27年3月24日から平成3年1月20日まで、A社に継続して勤務していたが、同社D事業本部から同社C工場に異動した昭和39年2月の厚生年金保険被保険者期間が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が提出した退職金計算明細書、B社から提出された人事記録等により、申立人は、昭和27年3月24日から平成3年1月20日までA社に継続して勤務し（A社D事業本部から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和39年2月21日に異動辞令を受け、同日に異動したとしていることから、同年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 39 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 31 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（39 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 39 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（31 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 31 万 9,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 39 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（39 万 8,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（31 万 9,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（39万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 19 万 9,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 16 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 19 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（16 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 16 万 6,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 19 万 9,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19 万 9,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（16 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 20 万 3,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 16 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（16 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 16 万 3,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 20 万 3,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20 万 3,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（16 万 3,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 43 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 34 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（43 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（34 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 34 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 43 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（43 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（34 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（43万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（24 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 24 万 6,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（24 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 25 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 21 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（21 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 21 万 1,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 25 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万 8,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（21 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 27 万 3,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 22 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（22 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 22 万 4,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 27 万 3,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（27 万 3,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（22 万 4,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 25 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 20 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（20 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 20 万 6,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（20 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 30 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（25 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 25 万 4,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 30 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（30 万 8,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（25 万 4,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 27 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（24 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 24 万 1,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 27 万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（27 万 5,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（24 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 26 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 21 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（26 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（21 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 21 万 9,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 26 万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（26 万 5,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（21 万 9,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（26万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 23 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（23 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 20 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 23 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（23 万 8,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（20 万円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（23万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 27 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 22 万 7,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（22 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 22 万 7,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 27 万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（27 万 5,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（22 万 7,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 19 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 19 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 16 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 19 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19 万 8,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（16 万円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 17 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 14 万 2,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 17 万 6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（17 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 16 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 13 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（13 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 13 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 16 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（16 万 8,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（13 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 22 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 18 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（18 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 18 万 9,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 22 万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（22 万 5,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（18 万 9,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 17 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 14 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（14 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 14 万 1,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 17 万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（17 万 5,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 17 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 14 万 2,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 17 万 6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（17 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 17 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 14 万 2,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 17 万 6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（17 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 16 万 3,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 13 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（13 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正後の金額が年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 17 年 12 月 16 日に支給された申立人の標準賞与額は当初 13 万 1,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に 16 万 3,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（16 万 3,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（13 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、A社B工場から提出された申立人に係る賞与明細一覧の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を82万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

平成19年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支給明細書から、申立人は、平成19年8月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から82万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 21 日まで  
私の申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の請求手続を行っておらず、受給した覚えも無いので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3年11か月後の昭和52年10月28日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和49年1月\*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立事業所の厚生年金保険被保険者原票により、申立人の整理番号の前後51人のうち女性36人について見ると、オンライン記録において脱退手当金の支給記録が確認できた女性3人の厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があるが、申立人の厚生年金保険被保険者原票にはその表示が無い。

加えて、オンライン記録上の脱退手当金支給額は、法定支給額と大きく異なっており、その相違の原因も推定することができない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になるころ、A 市から国民年金に関する説明会の案内通知が来たので、母が出席した。私は当時学生で加入の義務は無かったが、加入しておいた方が今後のためになるということだったので、母がその場で加入手続きを行い、国民年金保険料も母が納付していた。

申立期間について、国民年金の記録が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になる昭和 59 年\*月ごろ、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、61 年 4 月 1 日以降に払い出されていると推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立人の保険料の納付には関与しておらず、当時、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、申立期間に係る記憶は曖昧であることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 12 月 26 日から 54 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 10 月 18 日から 53 年 12 月 31 日まで A 事業所（現在は、社会福祉法人 B 会 A 事業所）に継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無かった。途中勤務先が変わったこともなく、厚生年金保険料も控除されていた。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 事業所に勤務していたことは、申立期間に申立人と一緒に同じ業務を受け持った同僚の証言により推認できる。

しかしながら、社会福祉法人 B 会 A 事業所は、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、当時の事業主及び事業主の妻も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認する資料及び証言を得ることができない。

また、申立人はパートタイマーとして勤務していたと主張しているところ、申立人が申立期間と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち 2 人は、「パートタイマーだった期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

なお、申立人の厚生年金保険の加入期間と雇用保険の記録とは一致している上、申立人は昭和 46 年 12 月 14 日から 53 年 9 月 30 日までの期間、被扶養者の認定基準が年間総所得 70 万円未満である C 共済組合の組合員である夫の被扶養者として認定されていることが確認できる。



加えて、A事業所における当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、社会福祉法人B会A事業所は、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、また当時の事業主及び事業主の妻も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認できる資料及び証言を得ることができない。

また、申立人と同時期に勤務をした複数の同僚は、申立人の退職の時期については不明と回答しているものの、A事業所は年末年始の休暇と冬休みがあったので、自分は12月31日までは勤務をしていなかったと回答していることから、申立人が申立期間に勤務していたことが推認できない上、申立人の厚生年金保険の加入期間と雇用保険との記録が一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 20 日から 37 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 37 年 1 月 12 日から同年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 2 月 7 日から 38 年 8 月 19 日まで  
④ 昭和 38 年 12 月 18 日から 39 年 9 月 21 日まで  
⑤ 昭和 39 年 9 月 21 日から 40 年 9 月 6 日まで

年金記録によると、申立期間①から⑤までについて脱退手当金が支給決定された記録となっているが、私は、受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、C社は、「脱退手当金の取扱いに関する資料が残っておらず、当時どのように対応していたか不明である。」と回答している上、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる同僚の証言、関連資料は無く、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から平成 3 年 2 月 1 日まで  
私がA社（後に、B社、C社に改称）に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 2 月 12 日までの期間については、申立人はA社の前身のD社において雇用保険の加入記録があり、当時の事業主は、「A社に勤務した正社員以外の従業員は、厚生年金保険に加入させず、雇用保険をD社の事業所名で加入させており、申立人はA社でパート扱いとして勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社で勤務していることが推認できるものの、申立人と同様にD社で雇用保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、A社でパート扱いとして勤務したため、厚生年金保険には加入していなかったと証言していることから、申立人においても厚生年金保険に加入せず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

また、昭和 60 年 2 月 13 日から 61 年 7 月 3 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録から、申立人が病気等による労務不能のために雇用保険の受給期間の延長手続をしていることが確認できる上、当時の事業主及び複数の同僚は、申立人がいったん退社し、しばらくして、再入社したことがあったと証言している。

さらに、昭和 61 年 7 月 4 日から平成 3 年 2 月 1 日までの期間については、A社における複数の同僚は、勤務期間は定かではないものの、申立人は同社に勤務していたと証言しているが、当時の事業主及び別の同僚は、申立人は

パート扱いで勤務し、厚生年金保険に加入させていなかったことがあったと証言している。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入期間は、厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致しており、申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していた被保険者12人を抽出し、雇用保険の記録を確認したところ、いずれも厚生年金保険被保険者期間と一致している上、同僚からは正社員としての勤務期間が厚生年金保険被保険者期間と異なるという証言は得られない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。